

栃木県貨物自動車運送適正化事業実施機関

テキセイカタイムズ

さて、今月号も昨年4月号（テキセイカタイムズNO.4）で掲載しました令和4年度適正化事業・指導項目調査結果のワースト10の調査項目についてのポイント解説のつづきです。

ワースト8 『適正な点呼の実施と記録』

ワースト8は適正な点呼の実施と記録でした。該当した事業所の30.2%が指摘・改善を求められています。それでは、点呼を実施するうえで重要なポイントを見ていきましょう！



「乗務前」「乗務後」点呼は「対面での実施」が基本！！

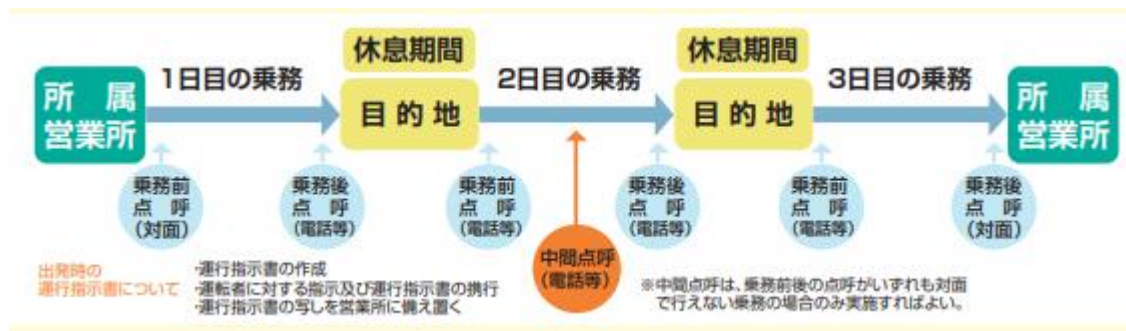


- ① 車庫と営業所が離れているとか、**早朝深夜で点呼執行者が出勤していないから「電話点呼」または「セルフ点呼（自分自身で点呼）」「LINE等で実施」は認められていません！**運行管理者（または補助者）が必ず「対面点呼」が基本です！
- ② 「**乗務前**の対面点呼」は、運転者が日常点検を実施した後の出発前に行います！
- ③ 「**乗務後**の対面点呼」は運行終了後、車庫に車両を格納した後速やかに行います！
- ④ 営業所と車庫が離れている場合は、点呼執行者を車庫に派遣する等、確実に点呼を実施しましょう！



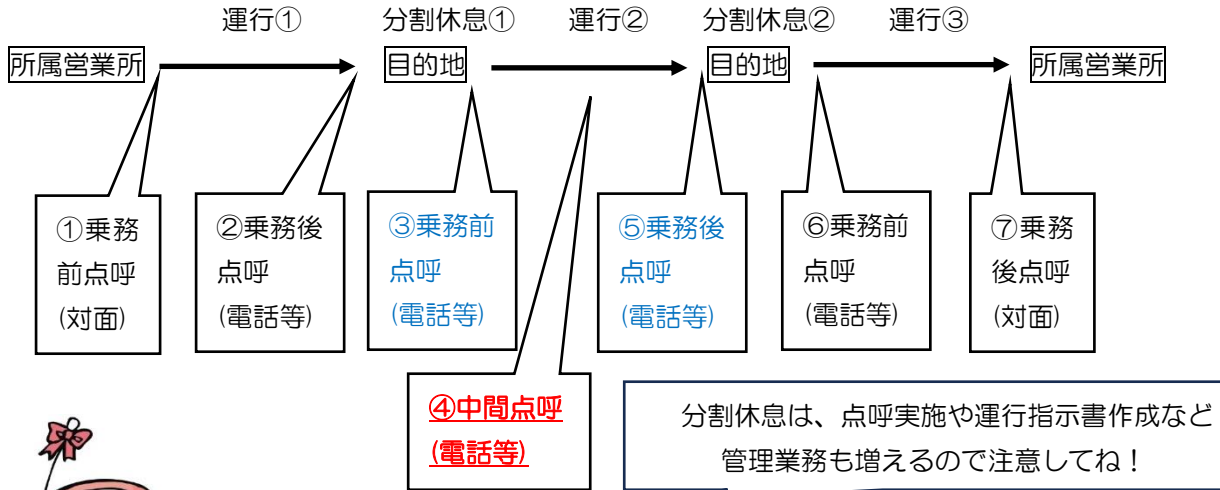
「中間点呼」が必要な時ってどんな場合？

- ① 下の図にあるように**乗務前後の点呼がいずれも対面で行えない場合**です！乗務途中で電話などの方法で「**中間点呼**」を実施しなければなりません。
- ② 原則、一泊二日は必要なし！二泊三日以上は必須！！



～中間点呼についての続き～

- ③ ただし、48時間以内の運行でも分割休息等の取り方によっては、中間点呼が必要な場合があります！（※繰り返しになりますが、乗務前後の点呼がいずれも対面でない（電話）場合、中間点呼（電話）が必須です！ここがポイントです！！よって、下の図の運行の場合は計7回点呼を実施し、かつ点呼記録票に記載しなければなりません。



それと、中間点呼が必要な運行＝運行指示書作成・携行も必要な運行ということになりますよ！（詳細はテキセイカタイムズNO.5）



点呼記録項目は適切ですか？不足していませんか？

- ① 平成30年6月より「**睡眠不足**」の項目が追加されています！
- ② 乗務前の「**指示事項**」・「**その他必要な事項**」にはその日の天気、道路、運行状況に応じた**安全運転に関する指示**を**必ず記入**してください！
- ③ アルコール検知器を用いた酒気帯びの有無の確認は絶対必須ですよ！（点呼方法が電話点呼の場合はアルコール検知器の携行も必須！）
- ④ **運行管理者による点呼は総回数の3分の1以上**！

車番	運転者氏名	点呼日時	点呼方法	アルコール検知器の使用の有無	酒気帯びの有無	疾病、疲労、 睡眠不足 等の状況	日常点検の状況	指示事項	点呼執行者
3号車	国土 太郎	6/1 7:00	対面	有り	無し	問題なし	問題なし	運輸 次郎

「**睡眠不足**」追加！
ない場合は追記でも可！

必ず記入すること！
例：歩行者・自転車に注意、
車間距離の保持 等々

運行管理者による点呼は総回数
のうち3分の1以上！補助者へ
全ての点呼執行をしてもらうの
はNG！



点呼記録表等サンプルは適
正化ホームページから！
←スマホはQRコード
PCは検索で→

栃木県適正化 帳票類



お問合せ：栃木県貨物自動車運送適正化事業実施機関 TEL：028-684-5882